

国民の期待に応える刑事司法」ヒアリング項目について

< 目次 >

1	刑事司法に対する国民の期待 -----	1
	21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割 -----	1
	我が国の刑事司法システムの特色について -----	1
	現行の刑事司法システムが、21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割、国民の期待に十分応えていくことができるか -----	2
2	刑事裁判の充実・迅速化 -----	3
	▪ 現状認識 -----	3
	▪ 具体的論点 -----	3
	ア 公判期日の集中・連続化のための具体的方策及び実現する上で考慮すべき事項 -----	3
	▪ 公判期日の集中・連続化に対応し得る弁護態勢 -----	3
	▪ 第一審の審理期間や公判期日の開廷間隔(上限)の法定の是非、法定を是とした場合に考えられる具体的内容 -----	3
	イ 争点整理手続 -----	4
	▪ 争点整理手続の実情 -----	4
	▪ 実効性のある争点整理の制度・運用の在り方 -----	5
	ウ 証拠開示 -----	5
	▪ 実情 -----	5
	▪ 証拠開示を拡大した場合のメリット、デメリット -----	7
	▪ 改善の具体的方策 -----	7
	▪ 捜査段階における証拠開示 -----	8
	エ 裁判所の訴訟指揮権の実効性を確保するための方策について -----	8
	オ 直接主義・口頭主義の実質化のための方策(公判の活性化) -----	8
	カ 争いのある事件と争いのない事件の区別(例えばアレインメント制度の導入の可否) -----	9
3	被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方 -----	11
	▪ 公的費用による被疑者弁護制度について -----	11
	ア 導入の意義・必要性 -----	11
	イ 具体的制度の在り方 -----	11
	▪ 被疑者・被告人を通じた総合的弁護制度とする必要がある -----	11
	▪ 運営主体は、公正・中立な法人とする必要がある -----	11
	▪ 導入に伴う問題ないし条件 -----	11
	▪ 導入の範囲 -----	12
	▪ 被告人に対する国選弁護制度について -----	12
	▪ 少年審判手続における公的付添人制度 -----	12
4	新たな時代における捜査・公判手続の在り方 -----	13
	▪ 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方に対する基本的考え方 --	13
	▪ 新たな捜査・公判手続ないし手法 -----	13
	ア 刑事免責制度等の新たな捜査手法の導入 -----	13
	▪ 刑事免責制度の導入の是非 -----	13
	【刑事免責制度】 -----	13
	【同法取引】 -----	14
	▪ 非協力な参考人等への対策、参考人保護のための方策 -----	14
	▪ その他の手法(おとり捜査の拡充等) -----	15
	イ 国際捜査・司法共助制度の拡充強化 -----	15

▪ 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題	-----	16
ア 令状・保釈の運用の実態等	-----	16
【令状審査の実態】	-----	16
【保釈の運用の実態】	-----	17
【接見交通】	-----	18
【代用監獄】	-----	18
【起訴前保釈】	-----	19
イ 取調べの適正を確保するための措置について	-----	19
▪ 検察官の起訴独占主義・訴追裁量権の在り方	-----	20
▪ 少年事件への対応	-----	20
▪ その他	-----	21
無罪事件に対する検察官の上訴制限に対する考え方	-----	21
刑事司法における被害者の権利保護・救済	-----	21
公判における障害者への配慮	-----	22
重大犯罪に対する法定刑・量刑の在り方	-----	22

「国民の期待に応える刑事司法」ヒアリング項目について

1 刑事司法に対する国民の期待

21世紀のあるべき刑事司法の使命 役割

意見書 1 頁

国民が、刑事司法に対して望んでいるのは、何よりも個人の権利を尊重しつつ、安全で平和な市民生活が送れる社会の実現に最大限寄与すべきことであろう。21世紀においては、国際化の一層の進展や、急速な情報技術の発達等を背景として、これまで見られなかった類型の金融・経済関連の犯罪、国際的犯罪、コンピュータネットワーク等を利用した犯罪、環境犯罪等が出現することが予想される。他方では、犯罪被害者への配慮を求める国民の声も大きくなっている。裁判所としては、司法手続の最終的担い手として、社会情勢の変化を踏まえながら、すべての事件において、公正な手続の下に実体的真実を明らかにし、適正・迅速な裁判の実現に最大限の努力を続けなければならないと考えている。

我が国の刑事司法システムの特色について

意見書 1～3 頁

昭和24年に施行された現行刑事訴訟法は、アメリカ法の影響を強く受け、公判を大きく当事者主義化すると同時に、予審制度を廃止して捜査機関の権限を強化したものであった。しかし、その後の我が国刑事司法の歩みは、刑事訴訟法が当初目指したアメリカ流の捜査、公判とはかなり異なった様相を呈し、我が国独特のものとなっているといわれる。

一つは、捜査から公判の審理、裁判所の認定・判断まですべての面で精密詳細なものとなっていったことで、一言で「精密司法」と呼ばれるに至っていることである。

今一つは、小規模な個人事務所が中心で、経営の大部分を民事事件に依存する弁護士の業務形態の故に、弁護の態勢作りが大幅に立ち後れたことである。

検察官による綿密詳細な証拠収集と慎重な訴追を行う実務の運用は、必然的に公判における有罪率を高めることになり、弁護人の活躍の場が狭まって刑事司法に一種の閉塞感が漂っていると言われる。また、「精密司法」や弁護態勢の弱さの故に、一部特殊な事件についてはあるが、外国には見られないような審理の著しい長期化を招くに至っている。

現行の刑事司法システムが、21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割、国民の期待に十分応えていくことができるか。

個人の権利を尊重しつつ、安全で平和な市民生活が送れる社会の実現に最大限寄与すべきことという国民の刑事司法への期待との関係でいえば、捜査・公判を通じた現在の刑事司法システムは、基本的には国民の期待に応えているものとする。現在のシステムは、公正な手続で実体的真実を発見する機能については高いものがあると考えが、充実・迅速の点では、一部特殊な事件についてはとはいえ、期待に十分応えているとはいえない現状にある。21世紀に向けて、この点を改善するために後に述べるような制度的手当が必要である。

2 刑事裁判の充実・迅速化

・ 現状認識

意見書 1 ～ 3 頁

我が国の刑事裁判の審理期間の実情を見ると、例えば平成 11 年度の地方裁判所の平均審理期間は、3.2 月であり、審理に時間がかかる否認事件だけに限っても 10.2 月である。これは、諸外国の実情と比較しても遜色のないものである。このように、全体として見る限り、刑事裁判は、比較的迅速に処理されているといえるが、絶対数としては、なお少なからぬ長期未済事件を抱えており、そこに我が国の刑事裁判の大きな問題がある。専門的知識を要する事件が長期化しやすく、計画的・集中的審理が行われていないことが根本原因である。こういった状況は、結局、当事者主義の限界の問題、あるいは弁護態勢の弱さの問題と密接に絡んでいる。

・ 具体的論点

ア 公判期日の集中・連続化のための具体的方策及び実現する上で考慮すべき事項

公判期日の集中・連続化に対応し得る弁護態勢

意見書 5, 6 頁

公判期日の集中・連続化の実現に最大の支障となっているのは、そのような期日指定及び審理に対応することのできる弁護側の態勢が弱い点にある。したがって、特定の事件に専念し、集中的な期日指定に応じることができるといえる弁護態勢を構築することが必要であり、例えば、アメリカの公設弁護人と同様の制度の創設を検討する必要がある。また、私選弁護人を選択する被告人については、弁護士事務所の法人化や、弁護活動の協同等が必要となろう。

第一審の審理期間や公判期日の開廷間隔(上限)の法定の是非、法定を是とした場合に考えられる具体的内容

意見書 4, 5 頁

迅速な刑事裁判実現のためには、一定の期間内に審理・判決を終えるための方策として、例えば、公職選挙法の百日裁判規定にならい、2 年ないし 3 年という審理終結時期を定めることを検討すべきである。また、多数の事件が起訴されて、審理に一定の期間以上を要すると見込まれる事件については、1 週間に 2 回ないし 3 回以上の頻度で開廷しなければならないといった開廷ペースについての定めを置くことも検討すべきである。また、これらの規定の趣旨に著しく違反した訴訟活動を行う者に対しては適切な

懲戒等の措置をとるとすれば、その実効性は上がると考えられる。

イ 争点整理手続

意見書 4 頁

争点整理手続の実情

当事者主義の刑事訴訟法の下では、英米で現に行われているように、公判前に当事者が適切かつ活発な準備を行い、当事者間で争点が煮詰められることが期待されている。しかし、弁護人の中には、十分な準備をしないまま、あるいは、あえて争点を明らかにしないまま公判期日に臨む者が少なくなく、これが審理長期化事由の一つになっている。このように、現行法下では、必ずしも争点整理手続が十分機能しているとはいえない面がある。

その原因としては、次のようなものが挙げられよう。

- ・ 現行法上は、刑事訴訟規則に、検察官及び弁護人は第 1 回公判前に事件の争点を明らかにするためできる限り打ち合わせておかなければならないという規定がある（刑事訴訟規則 178 条の 6 第 3 項 1 号）。しかし、これ以外に当事者に明確な争点整理義務を課した規定がなく、争点整理を行わなかった当事者に対する制裁もない。そのため、弁護人が弁護活動に不熱心な場合や、被告人・弁護人が訴訟の引き延ばしを図った場合には的確に対処できない。
- ・ 証拠開示に関する法律の規定が不備であることから、弁護人としては、まずは検察官の立証のすべてを見た上で防御方針を決めるということになりがちである。
- ・ 第 1 回公判期日前に裁判所が積極的に事前準備を進めようとするとして、予断排除の原則に抵触するものであるとして、弁護人から協力が得られないという問題がある。

実効性のある争点整理の制度・運用の在り方

刑事訴訟規則に緩やかな形で規定されている事前準備を法律レベルで義務付け、かつ、争点を明確にする必要があることを明らかにした上で、裁判官又は裁判所書記官がその手続を主宰することができるものとする必要がある。

ウ 証拠開示

意見書 7 , 8 頁

実情

現行刑事訴訟法の下では、弁護人は、検察官が取調べを請求する証拠について閲覧する機会が与えられているに過ぎず（刑事訴訟法299条）、検察官が取調べを請求する意思のない証拠については閲覧することができるとの規定は置かれていない。検察官と被告人・弁護人は対等の当事者であると観念されたことによるものである。

実務の実際においては、弁護人が証拠とすることに同意しないと考えられる書証についても、検察官は、まず書証として取調べを請求し、弁護人が法廷で書証を証拠とすることには不同意であると述べてはじめてその書証の基となった供述者を証人として取調べ請求するという扱いをしている。そこで、弁護人としては、その書証の閲覧をすることができるので、問題は生じない。

しかし、一部の事件においては、検察官は、証人威迫や罪証隠滅のおそれがあるなどの理由で、通常の実務とは異なり、書証を請求しないで、はじめから証人として取調べの請求をする場合がある。この場合には、検察官が取調べを請求しないのであるから証人の供述調書の開示は行われなことになる。被告人の供述調書も同様であり、検察官が取調べ請求する調書だけが開示されるに過ぎない。

そのため、このような場合にも書証の開示をすべきだという弁護人からの根強い要求があり、書証の開示がされない限り、証人尋問、被告人質問はできないと主張する弁護人と、これを拒む検察官との間で深刻な紛議が続き、訴訟の進行が阻害される事態を招いてきた。

そのような中、実務においていろいろな試行錯誤が重ねられた結果、昭和44年に、最高裁判所による判例法が形成されるに至った。その内容は、「裁判所は、証拠調の段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類および内容、閲覧の時期、程度および方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防御のため特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認めるときは、その訴訟指揮権に基き、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができる。」

というものである（最二小決昭和44年4月25日）。

これ以降、証拠開示の問題は、個々の事件毎に、この判例に沿ったかたちで開示が命じられたり、命じられなかったりしているが、ことが裁判所

の適切な職権発動に期待されるところであるだけに、当事者間のみならず、裁判所の職権発動の適否をめぐって裁判所をも巻き込んだ紛議が生じることも少なくない。

証拠開示を拡大した場合のメリット、デメリット

メリット・・・弁護人の準備が促進され、審理の迅速化に資する。

事案の真相解明に資する（供述の変遷を把握できるなど）。

デメリット・・・証人威迫、罪証隠滅のおそれがある（被告人、支援者が開示された証拠をピラに記載するなどして証人を威迫するなどの事例がある。これにより、当該証人を威迫するばかりか、のちの証人の供述にも影響を与えることになる。）。

改善の具体的方策

アメリカにおいても、事前の全面開示といった極端な立場は採られていないことなどを考慮して、例えば、公訴事実に関する被告人の供述調書、検察側証人の主要な供述調書や証拠物その他の客観的証拠については第1回公判前に開示することを義務付けるといったことが考えられる。

開示をめぐる紛議を予め裁定するために、第1回公判前に公判裁判所がその手続を主宰できるようにする規定を設けることも必要である。

また、弁護人は開示を受けた証拠を訴訟目的以外に使用してはならないことを法定するとともに、その濫用があった場合には厳しい懲戒措置を採るための制度的保障もあわせて検討しなければならない。

捜査段階における証拠開示

捜査には密行性が必要である上、内容が流動的なものであるだけに、捜査段階における証拠開示は、混乱を招きかねず、導入することには問題があると考えられる。

エ 裁判所の訴訟指揮権の実効性を確保するための方策について

意見書8, 9頁

長期化している事件の中には、弁護人がしばしば裁判所の訴訟指揮に従わないという事例もある。このような事態に対しては、アメリカやイギリスでは法廷侮辱の制度で対処している。大陸法系のドイツやフランスには、法廷

侮辱の制度はないが、これらの国は、もともと職権主義を採用していて、裁判所が証拠調べを主体的に進めることとしており、そういった事態はほとんど生じない。我が国においては、弁護人の不当な活動に対する制裁措置としては、弁護士会による懲戒制度が存するのみであるが、これまでのところ、裁判所の訴訟指揮権の行使に従わない弁護士に対して、十分に機能しているとは言い難い。懲戒委員会に国民の代表を加え、国民の目から見て不当な活動に対しては懲戒権を行使することで制度の信頼性を高めることが必要であろう。

オ 直接主義・口頭主義の実質化のための方策（公判の活性化）

【調書裁判・自白偏重】

現実の刑事裁判において、書証が利用されることが多いことは事実である。しかし、刑事事件の92パーセント以上が自白事件であり、そういった自白事件については、事実関係に争いがないので、捜査段階で作成された書証をそのまま証拠とすることについて被告人が同意するため書証が採用されている点に留意する必要がある。否認事件であっても、被告人側が争わない事実についても検察官による詳細な立証が行われ、そのような争いのない部分については、被告人側が証拠とすることに同意するため書証が採用されているのであり、限られた時間内にポイントを絞った審理を実現する見地からは、合理性のある運用であるといえよう。

公判廷において証人や被告人が捜査段階での供述を翻した場合における証人の検察官調書（刑事訴訟法321条1項2号書面）、被告人の自白調書（同322条の書面）の採用について、安易に過ぎるとする批判がある。しかし、実際には、証人尋問、被告人質問において、検察官が、誘導尋問及び弾劾尋問を活用し、検察官調書等の内容を摘示しながら必要な尋問を尽くし、これに対応して、弁護人も、検察官調書等の内容に立ち入って、これに関する証人・被告人の弁明・供述を求め、調書作成の過程についても十分反対尋問を行うので、裁判官は公判供述との相反性及び特信性や自白の任意性について心証を採ることができ、その心証に基づいて調書の採否を決しているところであって、安易に採用しているとの批判は当たらないと思われる。もっとも、そのような批判のあることを踏まえて、公判廷において上記のような充実した審理が行われるよう裁判官をはじめ、訴訟関係者は十分な配慮を続けなければならないと考える。

カ 争いのある事件と争いのない事件の区別（例えば、アレイメント制度の導入の当

否)

この問題をもっとも徹底すれば、アラインメント制度を採用して、有罪の答弁をした場合には、犯罪事実に関する証拠調べを一切行わないということになる。アラインメント制度については、憲法38条3項が「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定していることから、我が国の憲法がそれを許容しているかという問題があるほか、刑事訴訟手続において当事者の処分主義的な考え方を取り入れることが適切かといった問題点がある。仮に、憲法問題をクリアして、我が国に英米で行われているようなアラインメント制度の導入の可否を問われた場合、「調書を多用し過ぎる」との誤解を避けるためにも、それに反対するものではない。ただ、幅広い法定刑の中できめ細かい量刑が行われている実情に照らすと、被告人側としては、被告人質問や情状証人調べを求めることは必定であり、結局、現在行われている自白事件の審理とほとんど変わらない審理形態となるのではないかと思われる。

3 被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方

意見書 6 頁

・ 公的費用による被疑者弁護制度について

ア 導入の意義・必要性

刑事司法の重点が捜査に移っている現状からして、公的費用による被疑者段階の弁護制度を創設することは、捜査の適正を担保し、適切な公訴権の行使に資するのみならず、捜査段階で選任された弁護人が公訴提起後も引き続き弁護人として活動することにより、弁護活動の充実と裁判の迅速化が図られるという意味でも好ましいものである。

イ 具体的制度の在り方

被疑者・被告人を通じた総合的弁護制度とする必要がある。

被疑者から被告人段階へのスムーズな移行ができるように、また、充実した弁護活動が可能となるように、被告人段階をも含む総合的・統一的な公的弁護制度の創設を検討する必要がある。

その内容は、運営主体を下記のとおり中立・公正な法人とした上、その法人に登録した弁護士、契約弁護士、法人に常勤する弁護士（一種の公設弁護人といえる。）など多様なものが考えられる。

運営主体は、公正・中立な法人とする必要がある。

捜査段階における弁護活動の最大の眼目は、検察官による不起訴ないし起訴猶予処分を獲得となろう。その間、捜査機関と被疑者・弁護人の攻防ないし交渉は、裁判所の目に一切触れないところで行われるものであるから、被疑者の弁護人の選任、解任に裁判所が実質的に関与することはできない。したがって、その運営は、裁判所が行うのと同様に、公正・中立な法人とする必要がある。

導入に伴う問題ないし条件

被疑者の弁護活動に公的費用を投入するためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。そのためには、迅速な裁判の実現に資するものでなければならないし、弁護活動の適正も確保されなければならない。その観点から、集中的な期日指定に応じることができるような形態、例えば、公設弁護人的なものが必要であり、同時に、適正な弁護活動のガイドラインの策定と逸脱行動に対する実効的な制裁措置の整備が必要である。また、全国的に均質な弁護サービスが提供されるための体制を整備する必要があるので、弁護士偏在問題を解消しなければならない。

導入の範囲

投入される国費の問題や弁護士の数の問題を考慮すると、さし当たっては重大事件から始めるのが相当ではないかと思われる。

- 被告人に対する国選弁護制度について

先に述べたように、被疑者・被告人の総合的・統一的な公的弁護制度を創設することになれば、その運営主体は、公正・中立な法人とする必要があると思われる。現在、裁判所が行っている被告人の国選弁護の運営を新しい法人に移管することについても検討する必要がある。

- 少年審判手続における公的付添人制度

少年審判においても、事実認定が問題となる場合、重大な処分が予想される場合、保護者に監護能力が欠けている場合などには、審判の協力者としてその後見的な機能を補充し、あるいは少年の人権保障のために、弁護士たる付添人が重要な役割を果たしている。したがって、少年審判手続についても、家庭裁判所調査官等との役割分担や少年事件の付添人の役割、特質を十分に理解した弁護士の確保等の問題を踏まえつつ、成人事件における弁護制度と併せて、公的費用により付添人を付すことができるような制度を検討する必要がある。

4 新たな時代における捜査・公判手続の在り方

- 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方に対する基本的考え方
- 新たな捜査・公判手続ないし手法

ア 刑事免責制度等の新たな捜査手法の導入

刑事免責制度の導入の是非

最近における犯罪情勢や、社会の変化に伴い、刑事免責制度、司法取引などといった新たな捜査手法や裁判上の手続の導入が議論されるようになってきている。

【刑事免責制度】

刑事免責の制度は、自己負罪拒否特権に基づく証言拒否権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対して刑事免責を付与することによって自己負罪特権を失わせて供述を強制し、その供述を他の者の有罪を立証する証拠としようとする制度である（最大判平成7年2月22日）。そして、最高裁大法廷は、「これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきものと解される。」としているところである（前記最大判）。

この大法廷判決にも指摘されているように、刑事免責制度は、特定の者に供述を強制することと引換えに、その者を刑事責任から解放する制度であり、我が国においてこれまで採られてきた捜査手法とはかなり異質の要素を含んでいる。このような手続が我が国に定着し、円滑に運用されていくためには、何よりも国民に受け入れられ、支持されることが必要であると思われるが、刑事免責のような制度が、実体的真実の解明を求める傾向の強い我が国の国民感情に沿うかについて検討する必要があるものと思われる。また、この制度を導入する前提として、偽証に対する制裁を有効・適切に機能させることが必要であり、そのための制度的な手当を併せて整備する必要がある。

【司法取引】

米国などでは、被疑者が訴因を有罪と認めることと引換えに、検察官がより軽い訴因で起訴し、あるいは、裁判所に対し軽い処遇を求める勧告を

行うことなどを約束するいわゆる司法取引が行われている。司法取引を我が国に導入すべきであるという意見もあるが、このような制度が国民の正義感情に反しないかが何よりも問題となろう。また、米国においても、無実の被疑者が犯罪を認めてしまうおそれがあるという批判もあるようであり、我が国への導入の当否は、こうした議論をも参考にしながら検討すべきであると考えらる。

こうした新たな捜査手法の導入は、捜査の在り方を変えるとともに、刑事訴訟手続にも少なからぬ影響を及ぼすであろう。

非協力的な参考人等への対策、参考人保護のための方策

現行法上、捜査機関には被疑者以外の参考人に対する強制取調権は付与されておらず、代わって、刑事訴訟法 226 条が、第 1 回公判期日前に限り、検察官から裁判官に対し、証人尋問の請求をすることができる旨規定している。しかしながら、不出頭や証言拒否に対し制裁として罰金又は拘留しか規定されていないため、十分な活用がされていないようである。その活用を図るためには、不出頭罪（刑事訴訟法 151 条）、証言拒否罪（同 161 条）に対する法定刑を引き上げることが必要となろう。更に進んで、参考人に対し、勾引などの方法により出頭・供述を強制する手段を採ることの当否についても検討すべき問題であろう。

その他の手法（おとり捜査の拡充等）

その他の捜査手法として、例えばおとり捜査が問題になることがある。おとり捜査とは、捜査官又はその依頼を受けた者（おとり）が、その意図を秘して、ある者に対して犯罪を実行するように働きかけ、その者（犯人）がそれに応じて犯罪の実行に着手したところで検挙するという捜査手法である。我が国では、個別の取締法規の中に、捜査官が一定の要件の下に法禁物を譲り受けることができる旨の規定が置かれているだけで（注）、おとり捜査について正面から定めた規定はなく、これまでは、問題となった事件毎に、裁判所が適法性を判断してきた。

おとり捜査のような重要な問題については、仮にこれを認めるのであれば、法律で、対象、要件、効果など必要な事項を明確に定めるべきであろう。その際には、国民の正義感がこれを受け入れるものであることが前提となろう。

（注） 麻薬及び向精神薬取締法 58 条、あへん法 45 条、銃砲刀剣類所持等取締法 27 条の 3

イ 国際捜査・司法共助制度の拡充強化

人や物資の移動がいわゆるボーダーレス化し、また、インターネットの普及に代表される情報通信分野の急激な国際化が進んでおり、犯罪捜査や刑事司法の分野でも、こうした状況に対応する必要が年々高まっていることは多言を要しない。そのために、我が国の捜査機関や裁判所が、可能な限りで他国のそれと援助、協力関係を結ぶことも望ましいことであろう。しかし、司法制度はそれぞれの国毎に異なるものであり、捜査共助の関係では、我が国で収集された証拠が外国の捜査、裁判でどのように用いられるのか、逆に、外国で収集された証拠が我が国の捜査、裁判でどのように用いられるのか、司法共助の関係でも、それぞれ異なった裁判制度相互間でどのような手続を共助の対象としていくことができるのかなどの点を、個別具体的に検討する必要があろう。

・ 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題

ア 令状・保釈の運用の実態等

【令状審査の実態】

警察官から令状発付の請求があった場合、裁判官は、まず警察から提出された疎明資料を十分に検討する。資料の内容はもとより事件ごとに異なるが、被害者のある事件の場合、被害届、被害者の供述調書、目撃者があればその供述調書、実況見分調書など現場の客観的状況を明らかにしたもの、逮捕や捜索が必要である事情を記載した報告書などが主なものである。これらの資料で令状発付の要件が十分備わっていると判断すれば令状を発付することになるが、犯罪構成要件の該当性に疑問がある、逮捕の必要性に疑問があるなどの事情がある場合には、令状請求者に説明を求め、あるいは資料の追加を求める（もとよりその場においてではなく、後刻であってもよい。）。困難な問題が含まれている場合などは、文献、裁判例の調査を行うのは当然である。請求者が十分な説明ができない、あるいは求められた資料が提出できないような場合には、警察官は、裁判官が令状請求を却下する判断を固めているものと判断して、請求そのものを撤回して請求書と疎明資料を持ち帰る運用もかなり行われている。質問に対する警察官の応答や追加資料によっても納得できないときは令状請求は却下される。

実務では、逮捕状、捜索差押許可状を通じて、令状請求の却下より取下げないし撤回の方がはるかに多いというのが実状である（別添「資料1」参照）。

なお、令状事務に関する裁判例や文献は数多く出ているところであるが、最近ではコンピュータ犯罪など複雑困難な令状請求も少なくない。また、警察においては、令状の却下事例をすべて集積して第一線の警察官に還元するかたちで指導教育に務めているとも聞いている。警察が令状請求の却下を重く受け止め、その後の実務に生かしている証左であろう。

【保釈の運用の実態】

保釈の請求があった場合、一定の重い罪を犯したものであるとき、常習として一定の罪を犯したものであるとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、住居が分からないとき、などの事由がない限り裁判所はこれを許可しなければならない。また、これらの事由があっても、裁判所は職権で裁量により保釈を許可することができる。

この保釈をめぐる、裁判所が以前に比べてなかなか保釈を認めなくなっていると批判する声がある。そこで、勾留された被告人数に対する保釈が許可された人員の割合（保釈率）の推移を見ると、昭和30年代前半は20パーセント台であったものが、次第に上昇して昭和42年には40パーセント台となり、昭和48年に50.2パーセントに達した後減少傾向に転じ、昭和57年からは20パーセント台、平成6年以降は10パーセント台となっており、平成11年には13.5パーセントとなっている。しかし、他方において、保釈請求率の推移も、昭和30年代前半に50パーセント台であったものが、次第に上昇して、保釈率が最も高かった昭和48年に91.2パーセントに達した後、減少傾向になり、平成11年には26.8パーセントにまで低下するという、保釈率の推移と同様の傾向を示している。そうして、保釈請求人員に対する保釈許可率は、昭和30年代から平成11年まで概ね50パーセントを中心に、上下約5パーセントの範囲内で推移してほぼ一定しているといえることからすれば、近年における保釈率の低下は、保釈請求率の低下を反映しているといえることができよう（別添「資料2」参照）。

昭和40年代に保釈率が高まったのは、学生事件の増加の影響であると思われるところであり、保釈請求が減少した理由は、国選弁護人の選任率の上昇と審理期間の短縮、覚せい剤等の薬物事犯（常習性が高い）や外国人事件（所在不明となり易い）の増加などが実質的な理由であると思われる。

【接見交通】

被疑者と弁護人の接見交通をめぐることは、かつては、検察官が接見の指定が必要と認める事件について、あらかじめ「一般的指定書」を作成して、そ

の謄本を被疑者，弁護士及び監獄の長に交付し，弁護士が「具体的指定書」を持参しない限り被疑者と接見させない扱いをしていたため，その取り扱いの適法性をめぐって下級裁判所で激しく争われたが，昭和63年に至って，法務大臣訓令が見直され，この「一般的指定書」は廃止された。

また，最高裁判所は，接見問題に関するいくつかの判例を通じて実務の適正な運用に寄与してきた。最近では，「弁護士となろうとする者と被疑者との初回の接見は，身体を拘束された被疑者にとっては，取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって，憲法上の保障の出発点をなすものであるから，これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である。」旨の判断を示し（最三小判平成12年6月13日），実務に指針を与えている。

今後とも，こういった判例の趣旨を忖度して，より適切な運用が図られていくものと考えている。

【代用監獄】

被疑者の勾留場所を拘置所とするか，代用監獄とするかは，事案の内容，被疑者の年齢，罪証隠滅のおそれの強弱，接見交通の便宜，交通事情，引き当たり捜査の便宜など諸般の事情を勘案して，事件を担当する裁判官が個別の事件毎に決定している実情にある。

【起訴前保釈】

起訴前保釈制度については，これを採用しているアメリカなどとは被疑者の身柄を拘束する割合が全く異なっている（逮捕される者の割合は，アメリカでは99パーセント近いのに対し，我が国では30パーセント程度である）ことや逮捕の要件が異なることも踏まえた検討が必要であろう。

イ 取調べの適正を確保するための措置について

意見書6，7頁

取調べの適正を確保するための措置については，被疑者等の人権保障の観点からだけではなく，誤判防止の観点からも考える必要がある。すなわち，取調べの結果は，通常供述調書として法廷に提出されることになるが，捜査段階で得られた供述が重要な位置を占める現状では，その調書の任意性，信用性が争われた場合，これを的確に評価・判断することができなければならない。調書の任意性・信用性が争われた場合には，取調べの状況を明らかにするため，捜査官の証人尋問が行われる。しかし，取調べは密室で行われも

のであるだけに、往々にして、取調べを受けた側と捜査官の言い分が食い違い、水掛け論となって、裁判官は極めて困難な判断を迫られることになる。そこで、公判段階での吟味が的確に行い得るよう、捜査の進行過程において、リアルタイムで、被疑者の動静や取調べの状況、供述の概要などを逐次記載した「取調経過表」を作成するなど、客観的な手段で供述の状況が把握できるような方策を義務付け、任意性や特信性の立証は、これらの証拠によることを基本とする運用を確立していく必要があると思われる。

- ・ 検察官の起訴独占主義 訴追裁量権の在り方

意見書 3, 4 頁

検察官による綿密詳細な証拠収集と慎重な訴追が、むやみに被告人の立場に立たせないという意味において国民の負担を軽減し、効率的な刑事司法を実現していることは基本的に評価されるべきである。しかし、このことが刑事司法の重点を公判から捜査に傾斜させてきたことや、余りに慎重な公訴の提起に対しては、国民の関心が強い事件では、裁判所に最終的な判断を任せてはどうかといった声もあることからすれば、起訴について、今少し緩やかなものとすることを検討する余地があるのではないかと思われる。

また、制度問題としても、検察審査会の議決の効力を強化することが必要であろう。例えば、「起訴相当」の議決や、全員一致で「不起訴不当」の議決がなされたときには、それらの議決に拘束力を持たせ、検察官が公訴を提起しなければならないとすることなどが考えられる。なお、検察審査会については、制度施行 50 年を経て、一部大都市の検察審査会では事件数が多く審査に時間がかかり過ぎる反面、地方には事件数が極端に少ない検察審査会も多数存在するなど、配置がアンバランスとなっているので、その適正化を図る必要がある。

- ・ 少年事件への対応

少年法は少年の健全な育成を目的としているが、その目的を達成するためには、真に非行のない少年は速やかに手続から解放し、非行のある少年には早期に適切な保護を加えていく必要があることから、非行事実の存否を的確に確定していくことが必須の前提となる。家庭裁判所では、従来から運用上の工夫・改善により、少年事件を適正迅速に処理してきたところである。しかし、ごく一部ではあるが、非行事実が激しく争われるような重大事件において、事実認定の機能の面で制度的な限界を示しており、事実認定手続の一層の適正化を図るためには、立法的な手当が必要であると考えられる。すなわち、証拠の収集、吟味において多角的な視点を確保し、裁判官と少年側とが対峙するという状況を回避するとともに、必要な審理期間を確保するために、裁定合議制度の導入、

検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入，観護措置期間の延長などの制度改正が必要である。

近時，少年による重大な事件が各地で発生していることから，非行少年に責任を自覚させるとともに少年の規範意識を高めるため，刑事処分可能年齢の引下げや少年法適用年齢の引下げなど，少年法全般についての見直しを行うべきであるとの主張が見られるようになった。こういった少年法制の基本的枠組みに関わる問題については，最近の非行情勢について客観的かつ冷静な分析を行った上で，少年の健全育成という少年法の趣旨等をも十分に考慮しながら，幅広い角度から検討すべき問題であると考ええる。

▪ その他

無罪事件に対する検察官の上訴制限に対する考え方

過去には，一審の無罪判決が大きな批判を呼び，控訴審の有罪判決が支持されたケースも存在するところである。実体的真実の解明を放棄することともなりかねないので，慎重に検討しなければならない問題であると考ええる。

刑事司法における被害者の権利保護・救済

裁判所としては，これまでも被害者保護に関してはいろいろな配慮を行ってきた。性犯罪の場合の公開の停止，被告人の退廷，特定傍聴人の退廷，性犯罪や年少者の証人尋問を期日外に非公開で行うなど，法律の範囲内で最大限配慮をしてきた。また，法律の規定はなくとも，証人が被告人と顔を合わせないで済むように書記官室に出頭してもらい，職員が法廷に誘導したり，休廷時にも特別の待機室を用意したりしてきたほか，衝立を用いて被告人や傍聴人から証人が見えないように配慮もしてきたところである。

今回，被害者保護の立法が成立したことにより，さらにいろいろな方策が可能となったところであるので，まずは被害者の保護・救済に向けて引き続き運用に遺漏のないよう最大限の努力を続けて参りたいと考えている。

公判における障害者への配慮

障害者である被告人に弁護人がいないときは，被告人が希望しなくてもほぼ例外なく職権で国選弁護人を付す運用が行われている。また，傍聴人の中に障害者がいる場合には，例えば手話通訳が同席して通訳をすることを認める運用も一般的に行われている。

重大犯罪に対する法定刑・量刑の在り方

死刑と無期刑の落差が大き過ぎるとして、終身刑を創設することが主張されている。終身刑に処せられた者の処遇をどうすべきかといった刑事政策ともからむ困難な問題であるが、結局、国民の選択の問題であろうと思われる。無期刑に限らず、早期の仮出獄が問題とされる面もあるが、刑法の仮出獄の規定を見直すかどうかの刑事政策の問題であろう。

なお、量刑が軽すぎるといふ非難も聞くところであるが、一般的には量刑はむしろ重くなっているといえるように思われる（別添「資料3」参照）。個々の事案において量刑の軽さが問題とされる場合もあるが、個別の事案の判断については、検察官、弁護人の上訴によって是正を図るのが適当であると考えられる。